

特記仕様書

第1章 総則

業務範囲

第1条 本特記仕様書は平成19年度三才山トンネル有料道路防災点検業務に適用する。

業務管理

第2条 受託者は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、道路防災点検要領、設計業務共通仕様書、並びに関係法令を遵守し、監督員の指示に基づき正確に実施するものとする。

履行期間

第3条 本業務の履行期間は契約日より90日間とする。

資料の提供及び貸与について

第4条 業務に必要な資料は、発注者において必要に応じて提供又は貸与するので申し出ること。

秘密の保持

第5条 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に知らせはならない。

第2章 業務内容

目的

第6条 本業務は、平成8年に実施した三才山トンネル有料道路防災点検調査（地震）により作成した防災カルテの追跡調査であり、平成12、13、14、16、17年度及び18年度に引き続き調査点検するものである。

業務内容

第7条

- 1 本業務は平成12、13、14、16、17年度及び18年度の調査に基づく既指摘箇所について目視調査を行い、経年変化している箇所並びに新たに発見された危険箇所について防災カルテを作成するものである。
- 2 作業区間は三才山トンネル有料道路区間L=8.5kmとし、そのうちトンネル区間は除くものとする。

- 3 調査業務に関しては、必要に応じ交通保安要員を配置して作業を行い、交通安全には充分留意しなければならない。
- 4 報告書は、防災カルテに基づく危険度ランク、対策工の要否、想定される対策工等、追跡調査結果により個所ごとのその後の変化、状況により対応策を検討するものとする。取りまとめ方は既往調査の成果に準ずるものとするが、細部は監督員と協議の上決めるものとする。
なお、対策工の完了している個所はその旨明記し、点検個所から外すこと。

成果品
第8条

成果品はA4版とし、提出部数は3部とする。なお電子ファイルとして1部を要する。

